

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画

西海岸衛生処理組合

平成 28 年 3 月

西海岸衛生処理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日

西海岸衛生処理組合管理者

はじめに

西海岸衛生処理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、西海岸衛生処理組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限法ですが、本計画では、その前半の期間である平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間としています。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各年度ごとに状況を把握し本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしています。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

(1) 女性職員の活躍に関する状況把握

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、当組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する平成 26 年度の状況を基に把握し、改善すべき事情について分析を行った。

① 採用した職員に占める女性職員の割合

採用職員の女性割合 1 名中 0 名

全職員に占める女性職員の割合 18 名中 0 名

② 勤続年数について

勤続年数平均 男性 17 年（18 名）

③ 超過勤務時間について

職員の月平均の超過勤務時間（月平均 21 時間 年間 251 時間）

男性職員 18名 1人当たり平均超過勤務時間 月1.16時間

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員数

女性管理職数 0名 (全管理職数 1名)

⑤ 各役職段階の職員の女性割合

係長相当職以上の女性職員数 0名 (係長相当職以上の職員数 14名)

⑥ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

男性職位の育児休業取得率 0% 平均取得期間 0日 (18名)

※平成26年度は制度の利用可能な職員が1名いたが、制度を利用しないため0%となった。

⑦ 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇取得率・平均日数

男性職員の休暇取得率 0% 平均取得日数 0日

※平成26年度は制度の利用可能な職員が1名いたが、制度を利用しないため0%となった。

(2) 女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。なお、この取組は、当組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順にあげている。

① 平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児休業を取得する割合を50%以上にする。

② 平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

③ 平成32年度までに、女性職員の構成比をゼロから5.5%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、当組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順にあげている。

1) 平成28年度より、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を図るための情報提供を行う。

2) 平成28年度より、各種両立支援制度の取得促進に向けて、職場の意識改革を図るため情報提供を行う。

3) 女性職員の採用に係る体制の整備及び職場環境や施設の整備に努める。